

桑名市教育委員会告示第3号

桑名市人権・同和教育啓発推進員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月12日

桑名市教育委員会教育長 近藤久郎

桑名市人権・同和教育啓発推進員設置要綱の一部を改正する告示

桑名市人権・同和教育啓発推進員設置要綱（平成17年桑名市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 啓発推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第3条の見出しを「(任用)」に改め、同条中「任命する」を「任用する」に改める。

第4条第1項中「任命された日の属する年度の終わりまで」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改め、同項ただし書中「その通算年数は原則として3年を超えない範囲で再任することができる」を「再任を妨げない」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。